

〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 1 2 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 丹生会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県小松市北浅井町り 1 5 5 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 2 月 2 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 3 月 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	丹羽 和夫	まだら園クリニック 老人保健施設まだら園管理者
理 事	丹羽 大祐	綱島ウェルクリニック管理者
同	丹羽 まり子	グループホームまだら園管理者
同	丹羽 祐介	
監 事	木田 泰弘	医師

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
介護老人 保健施設	老 人 保 健 施 設 まだら園	石川県小松市北浅井町り 1 5 5 番地	入所定員 1 1 3 名 通所定員 7 5 名
診療所	まだら園クリニック	石川県小松市福乃宮町 2 丁目 1 3 0 番地	一般病床 0 床 療養病床 0 床
	綱島ウェルクリニック	神奈川県横浜市港北区綱島東 1 丁目 2 番 1 3 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業所	石川県小松市北浅井町り125番地1	まだら園居宅介護支援事業所
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活 介護	石川県小松市福乃宮2丁目 97番地	グループホームまだら園
地域包括支援センター 【小松市から委託を受けて管理】	石川県小松市今江町1丁目 428番地	松陽・御幸第二高齢者 総合相談センター
住宅型有料老人ホーム	石川県小松市福乃宮町2丁目 95番地	住宅型有料老人ホーム まんだら

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 2月23日 令和3年度決算の決定および令和4年の事業計画について

法人名 医療法人社団 丹生会
所在地 石和県小松市北浅井町 1 5 5 番地

財 産 目 録
(令和 4 年 1 2 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	1,477,747 千円
2. 負 債 額	824,805 千円
3. 純 資 産 額	652,942 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	234,883
B 固 定 資 産	1,242,864
C 資 産 合 計 (A + B)	1,477,747
D 負 債 合 計	824,805
E 純 資 産 (C - D)	652,942

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(☒ 法人所有	☐ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(☒ 法人所有	☐ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 丹生会

※医療法人整理番号 00431

所在地 石川県小松市北浅井町 1 5 5 番地

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	234,883	I 流 動 負 債	222,093
現金及び預金	113,783	買掛金	6,001
事業未収金	100,617	短期借入金	115,000
たな卸資産	1,745	未払費用	34,477
前払費用	545	預り金	4,612
未収入金	1,120	未払消費税等	750
その他の流動資産	17,073	未払法人税等	421
II 固 定 資 産	1,242,864	一年内返済長期借入金	60,832
1 有 形 固 定 資 産	1,210,016	II 固 定 負 債	602,712
建物	1,420,749	長期借入金	525,970
建物附属設備	623,407	役員借入金	66,118
構築物	38,951	長期未払金	10,624
医療用器械備品	20,677		
その他の器械備品	139,734		
車両及び船舶	39,745		
土地	331,638		
減価償却累計額	△ 1,416,070		
その他の有形固定資産	11,185		
2 無 形 固 定 資 産	6,944		
借地権	6,247	負債合計	824,805
ソフトウェア	95		
その他の無形固定資産	602	純資産の部	
3 その他の資産	25,839	科 目	金 額
差入保証金	7,925	I 基 本 金	112,437
出資金	764	II 資 本 剰 余 金	
保険積立金	17,150	III 利 益 剰 余 金	540,505
4 繰 延 資 産	65	繰越利益剰余金	540,505
繰延資産	65		
		純資産合計	652,942
資産合計	1,477,747	負債・純資産合計	1,477,747

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 5 - 1

法人名 医療法人社団 丹生会
所在地 石川県小松市北浅井町 1 5 5 番地

※医療法人整理番号 00431

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 1 2 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		514,928
2 事業費用		
(1)事業費	213,592	
(2)本部費	305,082	518,674
本来業務事業損失		3,746
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		182,052
2 事業費用		257,461
附帯業務事業損失		75,409
事業損失		79,155
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益(処遇改善金等)	45,336	45,337
III 事業外費用		
支払利息	10,288	
その他の事業外費用	975	11,263
経常損失		45,081
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,250	
その他の特別利益		1,250
V 特別損失		
固定資産除却損	3,467	3,467
税引前当期純利益		47,298
法人税・住民税及び事業税	846	
法人税等調整額		846
当期純利益		48,144

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 丹生会

※医療法人整理番号 00437

所在地 石川県小松市北浅井町155番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 丹生会

理事長 丹羽 和夫 殿

4

私は、医療法人社団 丹生会の 令和⁴4 会計年度（令和 4 年 1 月 1 日から 令和 4 年 1 2 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 2 月 2 0 日
医療法人社団 丹生会
監事 木田 泰弘